

茂原市立東中学校吹奏楽部 OB 会会則

第 1 条 (名称)

本会は、その名称を茂原市立東中学校吹奏楽部 OB 会と称する。

第 2 条 (所在地)

本会は、本部を次の所在地に置く。

茂原市東郷 301

第 3 条 (目的および事業)

本会は、会員相互の交流と親睦を図り、併せて茂原市立東中学校吹奏楽部の発展に寄与することを目的とし、そのために必要な事業を行う。

第 4 条 (会員)

本会の会員は、茂原市立東中学校吹奏楽部に在籍し、同校を卒業した者をもって構成する。

第 5 条 (役員)

1、本会に次の役員を置く。

会 長 1 名

副会長 2 名

幹事長 1 名

幹 事 若干名

会 計 2 名

会計監査 2 名

2、会長は会員の中から役員会で推薦し、総会で承認する。

3、副会長は幹事の中から会長が委嘱する。

4、幹事は総会において、会員の中から互選する。

5、幹事長および会計は幹事の中から互選する。

6、会計監査は役員会で推薦し、総会で承認する。

7、役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のため選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 6 条 (役員の職務)

役員の職務は次の各号とする。

1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

3) 事長および幹事は本会の業務を処理し、また、関係年次内の連絡調整にあたる。

4) 会計は本会の経費に関する事務を行う。

5) 会計監査は本会の事業および会計を監査する。

第7条（顧問）

本会に顧問を置くことができる。

第8条（総会）

- 1、総会は年一回以上開催し、会長がこれを召集する。
- 2、総会は次の各号について審議する。
 - 1) 会計および事業
 - 2) 会則の改正
 - 3) 役員を選出
 - 4) その他必要と認めた事項
- 3、総会の議長は、その都度互選する。
- 4、総会の議事は、出席会員全員の過半数をもって決定する。

第9条（役員会）

- 1、役員会は、会長、副会長、幹事長、幹事および会計で構成する。
- 2、役員会は会長が召集し、総会の決議に従い、会の事業に関する必要な事項について協議し処理する。

第10条（経費）

本会の経費は、会員からの基金および寄付金等により賄うものとする。

第11条（設立年月日）

平成29年12月1日

第12条（会計）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（付則）

- 1、この会則に定めるもののほか、必要な事項に関しては役員会で定める。